

はじめに

(1) 都市マスタープランの位置付け

都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

長期的な視点にたって、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を明らかにし、まちづくりのガイドラインとしての役割を果たします。

都市マスタープランに示す方針の実現化に向けた具体的な施策は、個別都市計画や、まちづくりに係わる個別部門計画、まちづくり基本計画などにおいて別途定められます。都市マスタープランと各種計画との整合は、必要に応じて計画の策定や改定を進める中で図ります。

都市計画法第18条の2

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

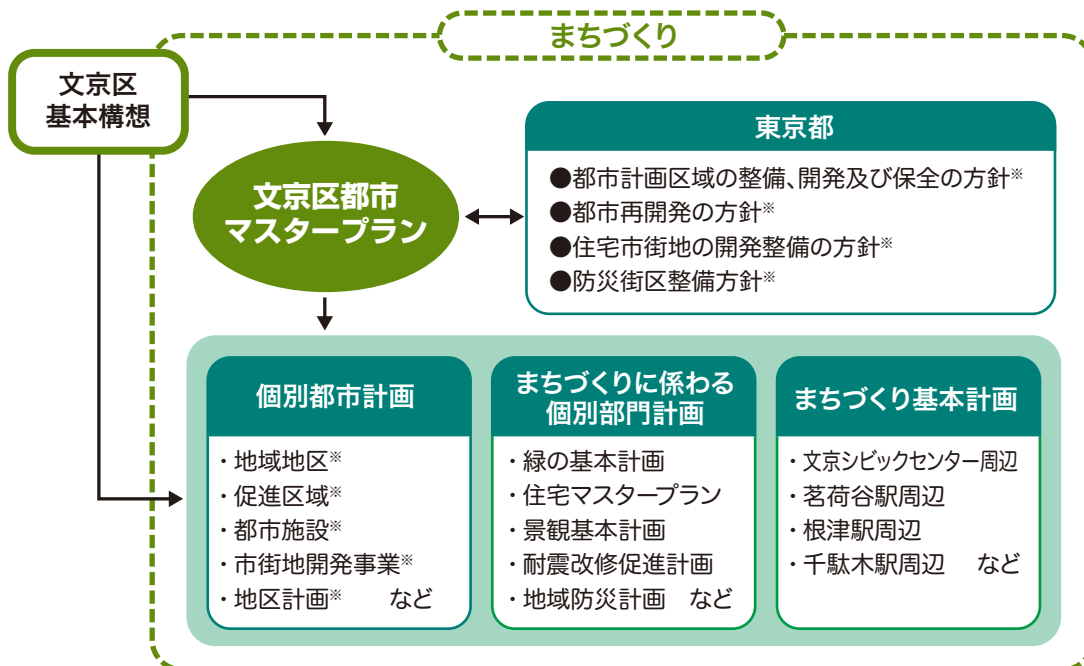
第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

都市マスタープランと諸計画との関係



(2) 都市マスタープラン改定の背景

文京区においては、平成8年に都市マスタープランを策定しましたが、策定当時の時代背景としては、それまでの拡大型社会の転換を象徴するバブル崩壊によって経済が大きく変化する中で、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を教訓として、都市の安全性に対する関心が高まっていました。

区の状況としては、転出超過による人口の減少や、核家族化などによる世帯規模の縮小が進んでいました。

現在、都市マスタープランの策定から14年が経過しましたが、この間、社会経済情勢は大きく変化しました。

日本全体としては人口減少時代に突入し、また環境面での問題が地球規模で発生し、日常生活における安全・安心への意識がさらに高まってきました。まちづくりに関連する法令では、景観緑三法やバリアフリー新法、建築基準法など「まちの質」に関わることになる法の制定や改正が進みました（※1）。

文京区においては、都心回帰傾向が強まるのに合わせて、マンションなどの立地による建築物の高層化が進み、転入超過により人口・世帯が増加するなど、まち並みが大きく変化しました。また、平成8年に地下鉄南北線、そして平成12年に地下鉄大江戸線が開通したことで、文京シビックセンター周辺が地下鉄4路線の集まる交通結節点となりました。

このような状況変化の中で、区の将来の望ましいまちの姿を展望したとき、文京区固有の貴重なまちの魅力は、これからも失われることなく、生かされ、そして生み出されていかなければならないと考えます。このため、文京区に住み、働く人がまちに魅力を感じ、誇ることができ、そして区外から訪れたいと思ってもらえるようなまちづくりを進めていくことが重要です。

これらのことから、区民等と区の協働により、文京区の魅力を生かしながら、安全で快適なまちづくりを進めるための基本的な方針となる、都市マスタープランに改定します。

なお、都市マスタープランにおいて「区民」とは、区内に住む人、働く人、学ぶ人を指し、「区民等」とは、区民、地域活動団体（商店会、町会、任意の団体）、非営利活動団体及び事業者（企業、学校）を指します。

※1：地方分権一括法（平成12年に施行）、工業等制限法の廃止（平成14年に廃止）、景観緑三法（平成17年に施行）、バリアフリー新法（平成18年に施行）など。このうち景観緑三法とは、景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の三つを合わせた総称です。また、バリアフリー新法とは、平成12年に制定された公共交通機関や駅周辺の歩行空間のバリアフリー化を進める交通バリアフリー法と、平成6年に制定された建築物を対象にバリアフリー化を進めるハートビル法（平成14年に改正）を、統合・拡充したものです。

(3) 計画期間と改定の考え方

① 計画期間

改定後の都市マスタープランは、平成23年度（2011年度）を基準年として、おおむね20年後の平成42年度（2030年度）を目標年次とします。

② 改定の考え方

社会経済情勢の変化などにより、見直す必要が生じた場合は、全面的または部分的に見直していくものとします。

(4) 都市マスタープランの構成

改定後の都市マスタープランは、以下のような構成とします。

文京区都市マスタープランの構成

はじめに

1 まちを取り巻く背景

文京区を取り巻く状況の変化などから、主な課題を整理します。

2 魅力にあふれるまちをめざして

文京区の魅力要素を整理し、魅力にあふれるまちをめざすための取り組み方針を示します。

2-1 文京区の魅力

2-2 魅力を生かすまちづくりに向けて

3 まちづくりの目標と将来構造

「まちを取り巻く背景」と、「魅力にあふれるまちをめざして」を踏まえ、まちづくりの目標と将来の姿を設定し、将来構造を示します。

3-1 まちづくりの目標と将来の姿

3-2 まちの将来構造

4 部門別の方針

「まちづくりの目標と将来の姿」、そして「まちの将来構造」を実現するために、まちづくりに関わる7部門を設定し、部門別に方針を示します。

4-1 土地利用方針

4-2 道路・交通ネットワーク方針

4-3 緑と水のまちづくり方針

4-4 住宅・住環境形成の方針

4-5 景観形成の方針

4-6 防災まちづくり方針

4-7 魅力を生かすまちづくり方針

5 地域別の方針

文京区を3地域5区分に分け、地域ごとに現況と課題を踏まえ、将来の姿を設定し、まちづくり方針を示します。

5-1 都心地域

5-2 下町隣接地域

5-3 山の手地域東部

5-4 山の手地域中央

5-5 山の手地域西部

6 実現化に向けて

「まちづくりの目標と将来構造」、「部門別の方針」、「地域別の方針」の実現に向け、必要な推進方策について示します。

